

利用上の注意

本統計表は、調査期日平成 20 年 3 月 31 日現在で実施した「平成 20 年経済産業省企業活動基本調査」のうち、関東経済産業局管内(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の 1 都 10 県)について集計したものである。

企業活動基本調査の概要及び統計表の利用上の注意は、以下のとおりである。

I. 企業活動基本調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠法規

本調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく経済産業省企業活動基本調査規則（平成 4 年通商産業省令第 56 号）によって実施される指定統計調査（指定統計第 118 号）である。

3. 調査の範囲

本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類 C－鉱業、採石業、砂利採取業、大分類 E－製造業、大分類 F－電気・ガス・熱供給・水道業（中分類 35－熱供給業及び中分類 36－水道業を除く。）、大分類 G－情報通信業（別表に掲げるもの）、大分類 I－卸売業、小売業、大分類 J－金融業、保険業（別表に掲げるもの）、大分類 K－不動産業、物品賃貸業のうち中分類 70－物品賃貸業（別表に掲げるもの）、大分類 L－学術研究、専門・技術サービス業（別表に掲げるもの）、大分類 M－宿泊業、飲食サービス業（別表に掲げるもの）、大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業（別表に掲げるもの）、大分類 O－教育、学習支援業（別表に掲げるもの）及び大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）（別表に掲げるもの）に属する事業所を有する企業のうち、従業員 50 人以上かつ資本金額又は出資金額 3,000 万円以上の会社を調査対象としている。

(別表)

G－情報通信業	日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業及び小分類392-情報処理・提供サービス業、中分類40-インターネット附随サービス業、細分類4111-映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)、細分類4112-テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)、細分類4113-アニメーション制作業、小分類413-新聞業及び小分類414-出版業
J－金融業、保険業	日本標準産業分類に掲げる小分類643-クレジットカード業、割賦金融業
K－不動産業、物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業(小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)、細分類7099-他に分類されない物品賃貸業(レンタルを除く))
L－学術研究、専門・技術サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類71-学術・開発研究機関、小分類726-デザイン業、中分類73-広告業、中分類74-技術サービス業(他に分類されないもの)のうち小分類743-機械設計業、小分類744-商品非破壊検査業、小分類745-計量証明業、小分類746-写真業及び小分類749-その他の技術サービス業
M－宿泊業、飲食サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類76-飲食店(細分類7622-料亭、小分類765-酒場、ビアホール及び小分類766-バー、キャバレー、ナイトクラブを除く)、中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業
N－生活関連サービス業、娯楽業	日本標準産業分類に掲げる中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業(小分類785-その他の公衆浴場業を除く。)、中分類79-その他の生活関連サービス業(小分類791-旅行業及び細分類7999-他に分類されないその他の生活関連サービス業を除く。)、小分類801-映画館、小分類804-スポーツ施設提供業(細分類8041-スポーツ施設提供業(別掲を除く)を除く。)及び小分類805-公園、遊園地
O－教育、学習支援業	日本標準産業分類に掲げる細分類8245-外国語会話教授業及び細分類8249-その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室(総合的なもの)
R－サービス業(他に分類されないもの)	日本標準産業分類に掲げる中分類88-廃棄物処理業、中分類90-機械等修理業(別掲を除く)、中分類91-職業紹介・労働者派遣業、中分類92-その他の事業サービス業(小分類922-建物サービス業及び小分類923-警備業を除く。)

4. 調査期日及び期間

- (1) 平成 20 年調査の調査期日は平成 20 年 3 月 31 日現在である。
- (2) 調査期間は、原則として平成 19 年度(平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)の 1 年間である。

5. 調査事項

- (1) 企業の概要（名称及び所在地、資本金額又は出資金額、設立形態及び設立時期、決算月）
- (2) 事業組織及び従業者数
- (3) 親会社、子会社・関連会社の状況
- (4) 資産・負債及び純資産並びに投資
- (5) 事業内容
- (6) 取引状況
- (7) 研究開発
- (8) 技術の所有及び取引状況
- (9) 情報化の状況
- (10) 企業経営の方向

6. 調査方法

調査方法は、申告者の自計申告方式により、郵送にて調査を実施した。さらに、平成 16 年調査よりオンラインによる調査票提出を行っている。

Ⅱ. 統計表の作成及び利用上の注意

1. 企業の産業分類とその決定方法

(1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所について適用する日本標準産業分類を適用しているが、同分類を機械的にあてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業、各種商品小売業及び各種物品賃貸業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査の報告書では、この3つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、石油・鉱物卸売業、産業機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売業や飲食料品小売業などに、「総合リース業」は産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業などに分類されている。

(2) 企業の産業の決定方法

1) 本調査では、企業の売上高を、①鉱産品の販売、②製造品の販売、加工賃収入、③電気・ガス事業収入、④情報通信事業収入、⑤卸売・小売の売上、⑥クレジットカード業、割賦金融業事業収入、⑦物品賃貸業事業収入、⑧学術研究、専門・技術サービス業事業収入、⑨飲食店売上、⑩生活関連サービス業、娯楽業事業収入、⑪個人教授所収入、⑫サービス事業収入、⑬その他の事業収入に分けて、これらを①～⑬ごとに合算し、最も売上高の大きいもので大分類（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス業」、「情報通信業」、「卸売・小売業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「個人教授所」、「サービス業(その他のサービスを除く)」、「サービス業(その他のサービス業)」、「その他の産業」）を決定している。

2) その大分類の中において、売上高の小分類ベースでの売上高を比較し、最も大きい販売品目（事業収入）で産業（小分類）を決定している。

なお、平成19年11月に日本標準産業分類が改定されたため、改定にあわせて分類の組み替えを行っている。

(3) 用語の使い方

本調査の報告書においては、大分類で比較する場合には、製造企業、卸売企業、小売企業という用語を用い、それぞれの産業の内訳をみる場合には、食料品製造業、繊維品卸売業、織物・衣服・身の回り品小売業という。

(4) 統計表の『合計』は、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス業」、「情報通信業」、「卸売業」、「小売業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「個人教授所」及び「サービス業（その他のサービス業を除く）」の計。『サービス業（その他のサービス業を除く）』は「廃棄物処理業」、「機械等修理業」、「職業紹介業」、「労働者派遣業」、「ディスプレイ業」、「テレマーケティング業」、「その他の事業サービス業」の計である。また、統計表の『総合計』は、「合計」、「サービス業（その他のサービス業）」、「その他の産業」の計である。

2. 統計表及び集計項目の説明

(1) 「従業者数」は、平成 19 年度末の数である。

1) 「常時従業者」とは、有給役員、常用雇用者（正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、1 か月を超える雇用契約者と当該年度末又は最寄りの決算期の前 2 か月においてそれぞれ 18 日以上雇用した者）をいう。

2) 「正社員・正職員」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員・正職員などと呼ばれている人をいう。

3) 「パートタイム従業者」とは、常用雇用者のうち、正社員・正職員より 1 日の所定労働時間又は 1 週間の労働時間が短い者をいう。

「パートタイム従業者（就業時間換算）」とは、パートタイム従業者を正社員・正職員の就業時間で、換算した人数をいう。

4) 「他企業等への出向者」とは、主として出向元企業で給与を支払っている（主として負担している）国内及び海外の親会社、子会社関連会社等への出向者をいう。

5) 「臨時・日雇雇用者」とは、1 か月以内の期間を定めて雇用している者及び日々雇い入れている者をいい、常時従業者数には含まれない。

6) 「（受入れ）派遣従業者」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま派遣先企業と当該労働者派遣事業主との契約のもとに、派遣先企業の指揮命令を受けて、派遣先企業の業務に従事させている従業者をいい、従業者数計には含まれない。

7) 従業者規模別統計表は、常時従業者数によって区分している。

(2) 「事業所数」は、平成 19 年度末の数である。

「事業所」とは、経済活動の場所的単位であって、原則として次のア、イの要件を備えているものをいう。

ア. 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて、一定の場所、すなわち一区画を占めて行われていること。

イ. 物の生産及びサービスの提供が人及び設備を有して、継続的に行なわれていること。

すなわち、事業所とは、一般的に、工場、鉱業所、商店、営業所などと呼ばれるものをいう。

1) 「本社・本店」とは、企業の事業全体を管理、統括、運営している事業所をいう。登記簿上と実際の本社の所在地が異なる場合は、実際に本社機能を有している事業所（場所）を本社・本店としている。

2) 本社機能部門の定義は次のとおりである。

調査・企画部門 事業、製品、商品の企画・立案や市場調査を行っている部門。

情報処理部門 自社のための社内業務として行っているシステム開発、プログラム作成、オペレーション、計算機処理、キーパンチ、データ書き込み等の業務を専門的に行っている部門。

研究開発部門 基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門。

国際事業部門 輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門。

その他の部門 総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門。有給役員も含む。

3) 現業部門の定義は次のとおりである。

製造・鉱山、電気・ガス事業部門 本社・本店の同一敷地内において、製品の製造加工を行っている部門。本社・本店の同一敷地内における鉱業部門。電気事業法、ガス事業法の

適用を受けて行う発電・保守業務及びガスの製造を行っている部門。電気事業法、ガス事業法の適用を受ける事業に関わる本社・本店の同一敷地内において、電気事業、ガス事業を行っている部門。

商業事業部門 本社・本店の同一敷地内において、商品の仕入、販売等の営業活動を行っている卸売業、小売業の部門、製造業における原材料の仕入、製品の販売等の営業活動を行っている部門。ただし、貿易業務等が海外事業部として独立している場合は「国際事業部門」になる。

飲食店部門 本社・本店の同一敷地内において、注文により直ちにその場所で料理、その他の食料品又は飲料を飲食させる部門。

情報サービス事業部門 本社・本店の同一敷地内において、ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、インターネット附随サービス、映画・ビデオ制作、テレビ番組制作、新聞の発行、書籍等の出版、レコード制作、ラジオ番組制作の業務を行っている部門。

サービス事業部門 本社・本店の同一敷地内において、サービスを提供する事業を行っている部門。

その他の部門（上記以外の部門） 本社・本店の同一敷地内において、クレジットカード事業・割賦金融事業を行っている部門。本社・本店の同一敷地内において、外国語会話教室、フィットネスクラブ、カルチャー教室（総合的なもの）の業務を行っている部門。本社・本店の同一敷地内における上記以外の現業（駐車場業、宿泊業、電気通信業、放送業、医療・福祉業、教育・学習支援業、農林水産業、建設業、運輸、不動産業等）部門。

- 4) 「本社・本店」以外の事業所において、同一敷地内で複数の事業活動を行っている場合は、主たる事業活動によって区分している。

製造・鉱業、電気・ガス事業所 製品の製造加工を行う事業所（工場、作業所等）。鉱業の採掘、採石する事業所及びこれらの選鉱、処理等を行う事業所。電気事業法・ガス事業法の適用を受ける電気・ガス事業設備（発電所、送電設備、変電設備、ガス製造設備、ガス供給設備の導管ネットワークセンター、附帯事業設備の冷暖房センター等）。電気事業法、ガス事業法の適用を受ける企業の支社、支店、営業所。

商業事業所（商業店舗、鉱業・製造業の支社、支店、営業所等） 商品（原材料・半製品を含む）の仕入（購入）、販売を行っている卸売業の事業所、小売店舗。また、鉱工業の会社が別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（支社、支店、営業所等）。ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、自動車販売店。

飲食店 料理、その他の食料品を注文により直ちにその場で飲食させる事業所。

情報サービス事業所 システム開発、プログラム作成、オペレーション、計算機処理、キーパンチ、データ書き込み等の情報処理・提供、インターネット附随サービス等の業務を専門的に行っている事業所。情報サービス業以外の企業で独立した情報処理センター等、映画・ビデオ制作業、テレビ番組制作業、新聞業、出版業、レコード製作業、ラジオ番組制作業を行っている事業所。

サービス事業所 主として個人又は事業所に対して技能・技術・施設を提供するサービス、物品の賃貸を行っている事業所。写真業、冠婚葬祭業、娯楽業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、エンジニアリング業、旅行業、デザイン業、建物サービス

業等の事業所。製造業、卸売・小売業等の商品展示所、サービスセンター等。

研究所 基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている事業所。

倉庫・輸送・配送等事業所 倉庫業、貨物輸送業、運輸代理店等を行っている事業所。本社・本店以外の独立した場所にある自社用の倉庫、配送センターも含む。

その他（上記以外の事業所） クレジットカード業、割賦金融業を行っている事業所。外国語会話教室、フィットネスクラブ、カルチャー教室（総合的なもの）を行っている事業所。駐車場業、宿泊業、電気通信業、放送業、医療・福祉業、教育・学習支援業（各種学校、動物園、博物館、学習塾、スイミングスクール等）、農林水産業、建設業、不動産業等を行う事業所。

5) 「海外支社、支店、駐在所等」とは、海外の支社、支店、駐在所等をいい、海外現地子会社・関連会社などの独立した法人は、含まない。

(3) 企業の設立形態は以下の区分による。

合併 2つ以上の企業が合併して、新たに設立されたもの。

分割 1つの企業が2つ以上の企業に実質的に分割されて、新たな名称（社名）で設立されたもの。

企業組織の変更 有限会社が株式会社に、株式会社が事業持株会社に変更するなど、企業組織の変更によって、新たに設立されたもの。

新たに設立 合併、分割又は企業組織の変更以外の理由（新規事業の創設等）により新設されたもの。

その他 上記以外の理由によるもの。

(4) 売上高とは、営業収入・営業収益をいう。

- ・ 自社鉱産品売上高、自社製造品売上高、加工賃収入額、卸売・小売、飲食・宿泊売上高、サービス事業収入額、その他の事業収入額の合計額（建設業においては、完成工事高）。
- ・ サービス業においては、営業収入（益）の合計額。
- ・ 電気業においては、電気事業営業収益、付帯事業収益等の合計額。
- ・ ガス業においては、製品売上高、営業雑収益、付帯事業収益等の合計額。
- ・ クレジットカード業・割賦金融業においては「営業収益」の額。

部門別売上高の区分は次のとおりである。

鉱産品 自社で産出し、販売した鉱産品の売上高。

製造品 自社で生産し、販売した製造品の売上高であり、他企業に原材料、半製品、部品を支給して製造させた委託生産品の売上高及び加工賃収入額を含んでいる。

卸売・小売業 他企業から商品を仕入れて、加工せずにそのまま他企業又は一般消費者に販売した金額。

飲食店・宿泊業 飲食サービス、宿泊業における売上高。

電気・ガス・熱供給・水道事業 電気・ガス・熱供給・水道事業による収入額。

金融・保険事業 クレジットカード事業、割賦金融事業による収入額。

情報・通信事業 情報の伝達、情報の処理、提供及び新聞業、出版業などの事業による収入額。

教育・学習支援事業 学校教育及び学習支援、教養、技術、技能等を教授する事業による収入額。

サービス事業 サービスを提供する事業による収入額。

その他の事業 上記以外の農林水産業、建設業、運輸業、不動産業などの事業による収入額。

(5) 営業費用等の内訳は次のとおりである。

売上原価	売上高に対応する原価（製造に要した材料費、労務費、諸経費）、商品仕入高。 建設業においては、完成工事高に対応する完成工事原価。 サービス業においては、営業収入（益）に対応する営業原価。 クレジットカード業・割賦金融業においては「金融費用」も含める。 電気・ガス業においては、売上高、営業収益、営業雑収益、付帯事業収益等に対応する製造原価（製造業に要した発電費等、送電費等、材料費、労務費、諸経費）、商品仕入高、受注工事費用、器具販売費用。
販売費及び一般管理費	販売及び一般管理業務に関して発生した費用。 販売手数料、荷造費、運搬費、広告宣伝費、保管費、販売及び一般管理業務に従事する従業員の給料、賃金、手当、賞与、福利厚生費、販売費、一般管理部門関係の交際費、交通費、通信費、光熱費、消耗品費、租税公課、減価償却費、修繕費、保険料、不動産賃借料、電気・ガス業における収入課税の事業税。
広告宣伝費	販売促進のための新聞、テレビなどの広告媒体による宣伝、イベントなどの費用。
荷造運搬費	荷造運搬費＝「自社で発送した費用」＋「外部運送業者への委託費」 鉱産品・製造品・商品の梱包のための荷造運搬費、荷造費及び運送費用など。
減価償却費	減価償却費＝売上原価（減価償却費）＋販売費・一般管理費（減価償却費） 当該年度に「固定資産の償却費」として計上された金額。
給与総額	常時従業員に係る給与総額。賞与は含むが退職金は含まない。 給与総額＝売上原価（人件費、製造原価に含まれる労務費）＋販売費・一般管理費（給料＋賞与＋役員報酬・賞与＋引当金等） 労務費、給料、手当、賃金、賞与（賞与引当金繰入額を含む）、営業費用から支払われる役員報酬、役員賞与（役員賞与引当金繰入額を含む）等の合計額。
福利厚生費	（退職金を含む）当該事業年度に支払うべき法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給与支払額（退職給付費用を含む）等の総額。
支払利息等	支払利息等＝「支払利息」＋「手形売却損」＋「社債利息」＋「社債発行差金償却」＋「コマーシャルペーパー利息」 銀行その他の金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金利息、社債利息、手形売却損（受取手形の割引料）。
動産・不動産賃借料	賃借料＝「動産賃借料」＋「不動産賃借料」 産賃借料（鉱業機械、製造機械、事務用機械、自動車、ショーケースなど）、端末機を含むコンピュータの賃借料、土地、建物の賃借料。
租税公課	租税公課＝「固定資産税」＋「自動車税」＋「印紙税」＋各種団体の「賦課金」等 ガス、電気事業の「営業上負担すべき事業税」を含む。 法人税、住民税、所得課税の事業税は含まない。
情報処理・通信費	情報処理・通信費＝「情報処理経費」＋「通信費」 リース契約による支払リース料、端末機を含むコンピュータの賃借料も含む。
営業外収益	受取利息、受取配当金、有価証券売却益、仕入割引、為替差益など。

営業外費用 支払利息、手形売却損、有価証券売却損、社債利息、貸倒損失、為替差損など。

支払リース料 当該年度1年間にリース契約に基づいて支払った金額。

リース契約とは、長期間にわたり、特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター等は含まない。

(6) 仕入高 売上原価のうち原材料仕入高、商品仕入高の合計。

直接輸出額 自社名義で通関手続を行った輸出額。

直接輸入額 自社名義で通関手続を行った輸入額。

他社経由（貿易商社名等）で行った輸出・輸入は、国内取引とみなす。

サービス取引（運輸、通信、建設、保険、金融、情報、文化、興行等の各種サービス、特許権等使用料等）については含めない。

(7) 「経常利益」は、次式による。

「経常利益」＝売上高－売上原価－販売費・一般管理費＋営業外収益－営業外費用

(8) 「付加価値」は、次式による。

「付加価値」＝営業利益＋減価償却費＋給与総額＋福利厚生費＋動産・不動産賃借料＋租税公課

(9) 「総資産」は、平成19年度末の数値である。

1) 資産の内訳は次のとおりである。

流動資産 現金及び預金、受取手形、売掛金、有価証券、棚卸資産、短期貸付金、前渡金、前払費用、未収入金、未収収益、抵当証券、繰延税金資産など。

うち、棚卸資産 期末における製品または商品、仕掛品・原材料・貯蔵品（購入部分品を含む）の在庫高の合計金額。

有形固定資産 土地、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品等の減価償却累計控除後の金額、建設仮勘定の合計金額。

うち、その他の有形固定資産（建設仮勘定含む） 建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品等の減価償却累計控除後の金額、建設仮勘定の合計金額。

無形固定資産 営業権、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、借地権、地上権、商標権、鉱業権、漁業権、入漁権、ソフトウェアなど。

うち、ソフトウェア ソフトウェアの減価償却累計控除後の金額。

投資その他の資産 投資有価証券、子会社株式、出資金、長期貸付金、長期前払費用、ゴルフクラブ等の会員権、投資不動産、繰延税金資産など。

繰延資産 創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、開発費、建設利息の未償却残高など。

2) 負債の内訳は次のとおりである。

流動負債 支払手形、買掛金、短期借入金、引当金（賞与・工事補償・修繕など短期のもの）、未払金、前受金、預り金、未払費用、前受収益、未払法人税等、繰延税金負債など。

固定負債 社債、長期借入金、引当金（退職給付・特別修繕引当金等の長期性のもの）、繰延税金負債など。特別法上の準備金（又は引当金）を含む。

3) 純資産の内訳は次のとおりである。

資本金 資本金又は出資金。

資本剰余金 資本準備金（株式払込剰余金、合併差益等）とその他の資本剰余金など。

利益剰余金 利益準備金、任意積立金、△欠損金など。

自己株式 自社の発行済み株式のうち、自社で保有している株式（控除項目のため、マイナス表示）。

その他 土地の再評価差額金、金融商品に係る時価評価差額金など。

- (10) 有形固定資産の当期取得額 当該年度1年間における有形固定資産の購入、自家建設等による取得価格。

うち、情報化投資 複写機、その他の事務機械、電気音響機器、電子計算機など。

有形固定資産の当期除却額 当該年度1年間における有形固定資産の売却、除却、廃棄、滅失等による減少額。

無形固定資産の当期取得額 当該年度におけるソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規計上した額と、有償で取得した営業権（のれん）、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権等の無形固定資産の増加分の合計。

無形固定資産の当期減少額 当該年度における無形固定資産の売却、譲渡等による減少額（取得原価による）。

- (11) 親会社、子会社・関連会社、外資系企業及び純粋持株会社

1) 親会社、子会社・関連会社

「親会社」とは、企業の議決権の 50%を超えて所有している会社をいう。ただし 50%以下であっても、経営を実質的に支配している場合も含む。

「子会社」とは、ある会社（親会社）が 50%超の議決権を所有する当該会社をいう。また、その子会社又はその親会社とその子会社合計で 50%超の議決権を所有する当該会社（みなし子会社）を含む。ただし 50%以下であっても経営を実質的に支配している場合も含む。

「関連会社」とは、ある会社が 20%以上～50%以下の議決権を所有する当該会社をいう。

なお、平成 19 年調査から定義の見直しを行い、これまで議決権所有割合だけで判定していたものを、実質支配の形に変更した。

2) 親会社との連結関係

連結子会社 決算において親会社の決算に連結される会社。

持分法適用非連結子会社 非連結子会社で持分法が適用される会社。

持分法非適用非連結子会社 非連結子会社でありながら持分法が適用されない会社。

持分法適用関連会社 関連会社で持分法が適用される会社。

持分法非適用関連会社 関連会社でありながら、持分法を適用されない会社。

持分法 連結財務諸表の用語であり、連結の対象外となる非連結子会社および関連会社に対する投資勘定の評価方法。ただし、適用されないものもある。

3) 子会社・関連会社の新規設立

平成 19 年 4 月以降における子会社及び関連会社の新規設立又は新規保有。

新たに設立 新規事業の創設等により新設されたもの。

分社化によるもの 事業又は組織の一部を分離し、別会社（子会社・関連会社）を設立した場合。

企業の買収によるもの 議決権のある株式を所有し、その企業の支配権を掌握したもの。

その他 上記以外の理由によって新設されたもの。

- 4) 「外資系企業」とは、企業の発行済株式総数若しくは出資金総額に占める外国投資家による所有株

式数又は出資金額の割合が1／3を超える企業をいう。

- 5) 「純粋持株会社」とは、事業活動を営むことを目的とするのではなく、他の複数の会社の株式を所有することによってそれらを支配することを主たる目的とし、グループ全体の経営計画立案などに携わる会社をいう。

純粋持株会社が所有する子会社等の事業活動に付随する業務及び関連業務として、以下に示す業務の例は、「事業活動を営むことを目的としない」と解釈する。

- ・有価証券の保有、売買、投資並びに運用業務。
- ・資産運用及び管理に係わるコンサルティング業務。
- ・金銭の貸与、その代理及び貸借の媒介並びに保証。
- ・特許権、商標権、実用新案権、意匠権及び著作権の取得、貸与並びに売買。
- ・不動産の賃貸、売買及び仲介。
- ・〇〇の研究等。

- (12) 「関係会社への投融資残高」とは、国内および海外の関係会社への投融資（関係会社への出資金、関係会社の株式・社債、関係会社への長期貸付金などの合計）残高をいう。関係会社への短期貸付金は含まない。

関係会社 子会社、関連会社及び親会社。

出資金 法人に対する拠出金。

株式 株券、社債券（転換社債及び新株引受権付債権を含む）、株式払込領収書など。

長期貸付金 運転資金、設備資金などで、返済までの期間が1年を超えるもの。

- (13) 研究開発費

- 1) 「研究開発費」とは、研究、開発に伴う費用をいう。

研究 新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査。

開発 新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品等」という）についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化すること。

なお、本調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となっている。ただし、製造現場で行われる品質管理活動やクレーム処理のための活動、または、探査・掘削等の鉱物資源の開発に特有の活動は、研究開発に含まれない。

- 2) 「自社研究開発費」とは、自社の研究開発のために、自社において使用した研究開発費をいう。

- ・自社のための研究開発に従事する者の給与・賞与（退職金は除く）。
- ・研究開発に係る有形固定資産の減価償却費。
- ・自社の研究開発に係る原材料費、光熱費、消耗品費、その他の経費。
- ・ソフトウェアの制作費について、研究開発費として費用処理している場合には含める。

- 3) 「委託研究開発費」とは、社外（国内・海外）に委託した研究開発費（委託費、賦課金など）をいう。

- 4) 「受託研究費」とは、社外から受け入れた研究費（補助金、寄附金、交付金等を含む）をいう。

「有形固定資産のうち研究開発関連当期取得額」とは、有形固定資産の当期取得額のうち、研究開発に係る金額をいう。

- (14) 技術の所有及び取引状況

- 1) 特許権等の「所有しているもの」とは、企業の開発如何に関わらず、企業が登録料を継続的に支払

っている件数をいう。

「うち、使用しているもの」とは、自社で所有しているもののうち、他社に供与しているものも含め、使用している件数をいう。

「うち、自社開発のもの」とは、使用している件数のうち、自社で開発した件数をいう。

2) 特許権等の定義は次のとおりである。

特許権 発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。

実用新案権 物品の形状、構造、組み合わせの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。

意匠権 物品の形状、模様、色彩についての美感をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。

3) 「技術取引」とは、内外企業との間に、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウや技術指導などの技術の受け入れ、技術の提供をいう。

「支払金額」及び「受取金額」とは、新規・継続を問わず平成19年度1年間に、国内又は海外の企業との間に技術の受入れ・提供を行った場合の対価の支払金額、対価の受取金額をいう。

著作権 プログラムソフト、映像、印刷物等の著作権。

その他 ノウハウ（特許権、実用新案権、意匠権の導入、供与に付随して取り引きされたノウハウは、ここに含めない）、技術指導、商標登録。

(15) 情報化の状況

1) 「コンピュータ・ネットワーク」とは、企業内または他の企業（複数の企業を含む）の複数のコンピュータ、もしくは1台の超大型機と多数の端末機をそれぞれ通信回線（特定、公衆、私設）等で結び、情報処理、データ交換、電子メールなど効率的な情報交換を行うシステムをいう。

2) 「LAN（Local Area Network）」とは、オフィス内や工場の敷地内、大学の構内など比較的狭い地域に設置された大型コンピュータやパーソナルコンピュータなどを相互に接続し、効果的に利用するデータ通信システムをいう。

3) 「電子商取引（eコマース）」とは、商取引（企業の収益として計上された金銭的対価を伴う商品としての物品、サービス、情報の交換に関わる一連の業務・行為）のうち一部でもコンピュータを介したネットワーク上で行っていることをいう。

(16) 企業経営の方向

1) 「委員会設置会社」とは、監査役を置かない代わりに、取締役の中に指名、監査、報酬の3委員会を置いている統治形態（コーポレート・ガバナンス）をいう。

2) 「ストックオプション」とは、会社が取締役や従業員に対して、あらかじめ決められた価格（権利行使価格）で自社株を取得できる権利を付与し、取締役や従業員は将来、株価が上昇した時点で権利行使を行い、会社の株式を取得し、売却することにより、株価上昇分の報酬が得られるという一種の報酬制度をいう。

3) 「再雇用制度」とは、定年年齢に達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度をいう。

「勤務延長制度」とは、定年年齢に達した者を退職させることなく引き続き一定期間雇用することをいう。

「定年制度」とは、従業員が就業規則や労働協約において定められている一定年齢に達したときに、従業員と使用者との間の雇用契約が自動的に終了する制度のことをいう。

(17) 外注費等

「外注費」とは、売上原価（製造原価等）に属する外注費をいい、他企業に外注加工を依頼している

場合を含む。

- (18) 統計表において、以下の略称を使用している。

「油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」は、「油脂加工製品等（注）」と表記している。

「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機製造業」は「計量器・測定器等（注）」と表記している。

「スポーツ施設提供業（809 に該当するものを除く）」は、「スポーツ施設提供業（注）」と表記している。

- (19) 地域に関する統計表

企業の本社・本店の所在地によって集計したものである。登記簿上と実際の本社の所在地が異なる企業については、実際に本社機能を有している場所を本社所在地としている。

3. 記号及び注記

- (1) 統計表中の記号の「－」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満のもの。「…」は不詳のもの。

また、「x」は個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿したことを示す。

- (2) 各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているので合計と内訳が一致しない場合がある。なお、金額は原則として百万円単位で表章している。

- (3) 企業数、事業所数、常時従業者数、子会社数、技術の所有件数は平成 19 年度末の数値であり、売上高等は平成 19 年度 1 年間の実績である。

- (4) 「常時従業者数」の内訳（「うち正社員・正職員」＋「うちパートタイム従業者」）と計は一致しない。一致しない人数には、有給役員、契約社員等が含まれている。

- (5) 調査結果に対する留意点

- 1) 各項目の集計に当たっては、有効回答のみを集計したため、項目によっては回答企業数にばらつきが生じている。

- 2) 前回の調査結果と比較する場合には、回収率及び調査対象数の違いに留意する必要がある。

本文の付表中に、前年・当年調査ともに回答のあった継続企業の計数、前年度比表を参考として掲載してある。

第 13 回日本標準産業分類（平成 19 年 11 月 16 日）の改定に伴い、本報告書における 18 年度の数値は新分類により再集計した。したがって、19 年調査（18 年度）の公表数値とは異なる。

また、同分類の改定に伴い、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、紙、紙製品卸売業、その他の卸売業、無店舗小売業、飲食サービス業、個人教授所については、新分類による再集計が不可能であるため、不詳とした（付録参照）。

- 3) 企業活動基本調査における資本金 6 億円以上の企業で、かつ財務省「法人企業統計年次別調査票」を提出した企業については、「資産・負債及び純資産」、「売上高及び費用等」及び「費用の内訳」の一部について、財務省の同調査データを活用している。また、資本金 10 億円以上の企業で、かつ総務省「科学技術研究調査票」を提出した企業については、「研究開発費及び研究開発投資」について、総務省の同調査データを活用している。

- (6) 調査の対象業種

- ・平成 10 年調査より、一般飲食店に属する事業所を有する企業を調査対象とした。
- ・平成 13 年調査より、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業、写真現像・焼付業、冠婚葬

祭業（互助会を除く）、ゴルフ場、遊園地・テーマパーク、機械修理業、物品賃貸業（レンタル業を除く）、映画・ビデオ制作業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、個人教授所のうち外国語会話教室及びカルチャーセンター、フィットネスクラブ及び他に分類されない専門サービス業のうちエンジニアリング業に属する事業所を有する企業を調査の対象とした。

- ・平成 14 年調査より、日本標準産業分類第 11 回改訂に伴い、インターネット附随サービス業、テレビ番組制作業、電気機械器具修理業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。
- ・平成 16 年調査より、デザイン・機械設計業、ボウリング場、商品検査業、計量証明業、ディスプレイ業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。
- ・平成 19 年調査より、写真業、学術・開発研究機関、洗濯業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画館、スポーツ施設提供業（一部を除く）、廃棄物処理業、民営職業派遣業、労働者派遣業、テレマーケティング業、その他の事業サービス業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。

4. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成 20 年経済産業省企業活動基本調査結果(関東経済産業局管内分)」による旨を記載してください。

5. 問い合わせ先

この統計表についての問い合わせは、経済産業省関東経済産業局総務企画部調査課あてにご連絡ください。

郵便番号 330-9715 さいたま市中央区新都心 1 番地 1

さいたま新都心合同庁舎 1 号館

電話 048-601-1200（代表） 内線 3226

048-600-0245（直通）

ホームページ <http://www.kanto.meti.go.jp/>